

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年10月17日（平成29年（行個）諮問第161号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行個）答申第118号）

事件名：本人が不支給決定を受けた労災請求に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が、平成29年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。ただし、請求人が提出した文書は除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年4月24日付け東労発総個開第28-1124号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 「法14条2号に該当し、同号ただし書1イからハまで（原文ママ）のいずれも該当しない」としているが、口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため～」に該当する。

本件で審査請求人は、法人及び法人の産業医から暴言や事実を反する説明（責任転嫁や正当化する）を受けており、健康を回復するためにも真相を究明する必要がある。

また、法人や法人の産業医の嘘の説明により労災が不支給になった。生活、財産を守るために、どの様な嘘の説明がされ不支給になったのか知る必要があり、その事を労災の決定の審査請求で訴えたい。

イ 「開示することにより。（原文ママ）当該法人等の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」

具体的に示されていないので、反論のしようがない。

この部分の部分開示をしてほしい。

ウ 「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意～～」

開示しないとの条件を交わした事が分かる情報を開示してほしい。

開示できないのであれば、法14条3号イ、ロには該当しない。

そもそも開示しないという条件を、無条件とする事が間違っている。

基本的に開示。法人からの要請があった時だけ開示しない様にすべきである。

エ 「同条7号柱書きに該当することから～～」

法人の説明は嘘であり、行政事務の適正な遂行を妨害している。

よって全開示すべきである。

嘘の一例を別紙2（省略，以下同じ。），別紙3（省略，以下同じ。）にて示します。これは訴訟にて裁判所に提出された書面です。

産業医は謝罪していないのにも関わらず、（別紙2）法人は同法人の労働組合対し（原文ママ）「クビと言ってしまった件は謝罪する」と主張し、（別紙3の4頁）法人の産業医は「クビと言ってしまったことは失言でした。ごめんなさい」と主張している。

現在は、この違いの釈明を求めているところです。

## （2）意見書1

平成29年10月31日に別添された理由説明書（第3の1，以下同じ。）について以下のように意見します。

意見は基本的に、法人が行政に対し組織的な嘘の情報をちゅうちょすることなく提供している事に対し、その情報をチェックし正す事にあります。

また、嘘という証拠（裁判資料や会話の音声データ等）は、労災の審査請求で東京労働局労働基準部労災補償課東京労働者災害補償保険審査官特定氏名に提出してあるので参照願います。

情報公開・個人情報保護審査会でも同様の証拠が必要という事であれば、同じ物を送付致します。

ア 理由説明書（3）イ（ア）aについて

法人の誰がどのような嘘をついたのか特定する必要があり、審査請求人が受けた被害の詳細（組織的なものかどうか）や事実とどう違うかを審査請求で訴える為には開示が必要である。

イ 理由説明書（3）イ（ア）bについて

被聴取者等の情報が正しければ不当な干渉を受けることはない。

また、なんら権利利益を害される事もない。そもそも審査請求人が不当な行為をする前提になっている。憶測で判断し、嘘の情報で被

害を既に受けている審査請求人の権利利益を害している。

よって、開示が必要である。

ウ 理由説明書（３）イ（イ）bについて

審査請求人が不満を抱き不当な行為をする前提になっている。憶測で判断し、嘘の情報で被害を既に受けている審査請求人の権利利益を害している。

よって、開示が必要である。

エ 理由説明書（３）イ（ウ）について

開示しないとの条件で任意に提供された。と示していない。また、通例として開示しないこととされている。だけであって開示しない理由にならない。

オ 理由説明書（３）イ（エ）aについて

前述の通り、被聴取者等の権利利益は害されない。逆に被害を受けているのは審査請求人である。

被聴取者はちゅうちょなく審査請求人に不利になる申述を意図的にしている。（証拠は冒頭の通り）公正で的確な労災認定を妨害し、必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得られなくしている。よって、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼしている事から開示すべきである。

カ 理由説明書（３）イ（エ）bについて

前述の通り、被聴取者等の権利利益は害されない。逆に被害を受けているのは審査請求人である。

守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼を悪用し、労災認定の調査への協力を装い、躊躇な嘘（原文ママ）の情報提供や審査請求人に対する誹謗中傷を行い、公正で的確な労災認定を妨害し、必要な事実関係を把握出来なくしている。したがって、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼしている事から開示すべきである。

（３）意見書２

平成30年7月31日に別添された補充理由説明書（第3の2，以下同じ。）について以下のように意見をします。

意見は基本的に、法人が行政に対し組織的な嘘の情報をちゅうちょすることなく提供している事に対し、その情報をチェックし正す事にあります。

また、嘘という証拠（裁判資料や会話の音声データ等）は、労災の審査請求で東京労働局労働基準部労災補償課東京労働者災害補償保険審査官特定氏名に提出してあるので参照願います。

情報公開・個人情報保護審査会でも同様の証拠が必要という事であれ

ば、同じ物を送付致します。

ア 補充理由説明書（２）ア（ア）について

「法１４条２号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」としているが、口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため～～」に該当するので、人影、印影以外の開示を求めます。

本件で審査請求人は、法人及び法人の産業医から暴言や事実を反する説明（責任転嫁や正当化する）を受けており健康を害しました。健康を回復するためにも誰がどうした等の真相を究明する必要があります。また、法人や法人の産業医の嘘の説明により労災が不支給になりました。生活、財産を守るために、どのような嘘の説明がされ不支給になったのか知る必要があります、その事を労災の決定の再審査請求で訴えたい。

なお、訴訟において法人の産業医とは、謝罪し慰謝料の支払いを認めるという事で和解が成立している。また、法人とは引き続き争っている。

イ 補充理由説明書（２）イ（ア）について

「偽造により悪用される」と審査請求人が将来犯罪を犯す前提で言い掛かりを付けて不開示にしています。また、将来犯罪を犯すという根拠を何ら示していない事から、法１４条３号イに該当しません。よって開示を求めます。

人を悪用する等の犯罪者扱いしないで下さい。悪用するならその根拠を示して。

ウ 補充理由説明書（２）イ（イ）について

「不当な干渉を受けることが懸念され～～害するおそれがある」としているが、法人の情報は嘘であり審査請求人は既に正当な利益や名誉等を害されている。嘘の情報を正す事は「不当な干渉を受ける」のではなく、正当な干渉である。よって法１４条３号イに該当しないので、開示を求めます。

エ 補足

法人の嘘の情報で審査請求人は、名誉、人格、人権等を害されています。嘘の情報を隠蔽し保護するよりも嘘をつかれた審査請求人を保護して下さい。名誉を回復させて下さい。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 理由説明書

（１）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成２９年３月７日付けで、処分庁に対して、法１２条１項の規定に基づき、「私が、平成２９年特定月日付けで特定労

働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る，不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。ただし，請求人が提出した文書は除く。」に係る開示請求を行った。

イ これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がその取消しを求めて，平成29年7月18日付け（同月20日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，「私が，平成29年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る，不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。ただし，請求人が提出した文書は除く。」である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の①，3の①，3の④，4，6，7，8，10の①，10の③，11の①，11の③，12の①，13の①，16の①，19の①，19の③，24，29，30の①，31，32，33，39，40，44，45，48の①及び48の③の不開示部分は，審査請求人以外の氏名，印影など，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号1の②，2，3の③，10の②，11の②及び12の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり，審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には，被聴取者等が，不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

- a 別表に記載した情報のうち、文書番号3の②、13の②、16の②、16の③、19の②、30の②及び48の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影等は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した情報のうち、文書番号21、25、27、28、37、38、42、43、45、46、47及び49の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていらない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号21、25、27、28、37、38、42、43、46、47及び49の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2、3の③、10の②、11の②及び12の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避すると

いった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号21, 25, 27, 28, 37, 38, 42, 43, 45, 46, 47及び49の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記(イ) bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (4) 結論

以上のとおり、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 2 補充理由説明書

- (1) 法43条1項の規定に基づき、平成29年10月17日付け厚生労働省発基1017第6号により諮問した平成29年(行個)諮問第161号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書に不開示理由の修正を行う(下線部分が追加・

修正部分)。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3の①、3の④、4、6、7、8、10の①、10の③、11の①、11の③、12の①、13の①、16の①、16の②、16の③、19の①、19の③、24、29、30の①、31、32、33、39、40、41、44、45、48の①及び48の③の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、人影、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 略

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号3の②、13の②、19の②、30の②及び48の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影等は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号16の②、16の③、21、25、27、28、37、38、42、43、45、46、47及び49の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

文書番	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)



号			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き
1～15 (略)						
16	事業場提出資料③	① 1頁及び2頁不開示部分(部名を除く。), 3頁座席の不開示部分, 5頁ないし8頁不開示部分	○			
		② 3頁不開示部分(①の部分を除く。), 4頁不開示部分(③の部分を除く。)	○	○		
		③ 4頁人影部分	○	○		
17, 18 (略)						
19	時間外労働に関する協定届	① 1頁及び2頁使用者職氏名	○			
		② 1頁ないし3頁労働組合印影, 3頁特定事業場印影		○		
		③ 1頁及び2頁使用者印影	○			
20～32 (略)						
33	事業場提出資料③	1頁不開示部分, 2頁不開示部分	○			
34～40 (略)						
41	事業場提出資料	1頁印影	○			
42	(以下略)					

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月9日 審議
- ④ 同月20日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 平成30年7月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月31日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年9月27日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同年10月18日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、平成29年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。ただし、請求人が提出した文書は除く。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号49に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分のうち、文書番号3の④、文書番号4、文書番号6の②、文書番号7、文書番号10の③、文書番号11の③、文書番号16の③、文書番号19の③、文書番号24の②、文書番号29の②、文書番号30の①、文書番号32、文書番号40の②、文書番号41及び文書番号48の③の人影及び印影以外の部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

##### ア 通番17について

当該部分は、審査請求人が所属している部署の職員の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

##### イ 通番18について

当該部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に対し提出された資料に記載された情報であるが、3頁部分は、審査請求人が所属している部署のチーム名であり、4頁部分は、審査請求人が所属している部署の執務室内の状況のうち人影を除く部分であり、いずれも法14条2号本文に規定する審査請求人以外の個人に関する情報に該当するとは認められない。また、いずれも審査請求人が知り得る情報と認められることから、これらを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め

られない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番19について

当該部分は、特定事業場において時間外労働に関する協定を締結した使用者側代表者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番28、通番29及び通番32について

当該部分は、審査請求人の診察に同席した者、審査請求人と面談した者及び当該文書を作成した者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の診察に同席した者及び審査請求人と面談した者については、審査請求人が知り得る情報と認められ、また、当該文書を作成した者については、原処分において開示されている部分から推認できる情報であり、いずれも同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番38、通番39及び通番42について

当該部分は、特定労働基準監督署で押印した受付印であり、法人に関する情報であるとは認められない。また、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、関係者の職氏名が記載されており、かつ、被聴取者には○印が付記されている。

関係者の職氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該

当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番4，通番22，通番26（署名部分）及び通番40について  
当該部分は、審査請求人以外の個人の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番7ないし通番9，通番11，通番13，通番15，通番17，通番26（上記（イ）を除く。），通番33及び通番36について  
当該部分は、聴取書，事業場提出資料等に記載された審査請求人以外の個人の氏名，署名，職業，聴取場所，住所及び生年月日であり，それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、法15条2項による部分開示について検討すると、聴取場所は、当該被聴取者を推認し得る可能性があることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。その余についても、当該部分は個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性について

通番5，通番16，通番20，通番27及び通番41は、医療機関，特定事業場及び労働組合の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該組織の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

通番18は、一般に公にしていない特定事業場の内部情報であり、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の職氏名の記載部分については、被聴取者ごとに法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2（上記（ア）を除く。）、通番3、通番6、通番10、通番12及び通番14については、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容、又は特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されており、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番37は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料に記載されている審査請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部

分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### カ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

通番21, 通番23ないし通番25, 通番30, 通番31, 通番34, 通番35, 通番38, 通番39及び通番42については、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の資料及び当該資料の標題であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書2において、不開示部分は、法14条2号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」である旨主張する。

しかしながら、当該不開示部分を開示することについて、当該部分を開示することにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文書 番号	2 対象文書 名	3 通 番	4 処分庁が「不開示 を維持する部分」と している部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)				6 開示すべ き部分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書き	
1	精神障害の 業務起因性 判断のため の調査復命 書	1	① 20頁不開示部分	○				
		2	② 6頁ないし7頁不 開示部分, 9頁ない し14頁不開示部 分, 16頁「主治医 の意見書」欄16行 目, 22行目4文字 目ないし33文字 目, 17頁「部会の 意見書」欄20行目 ないし31行目不開 示部分, 39行目1 4文字目ないし40 行目2文字目	○			○	
2	意見書①	3	2頁20行目9文字 目ないし31行目2 3文字目, 3頁不開 示部分	○			○	
3	意見書②	4	① 1頁医師署名	○				
		5	② 1頁医療機関印影		○			
		6	③ 1頁項番6不開示 部分, 2頁項番7の 6行目4文字目ない し35文字目	○			○	
			④ 1頁医師印影, 2 頁印影	○				
4	診療情報提 供書		1頁医師印影, 8頁 医師印影	○				



5	心電図等		—					
6	医療機関提出資料①	7	① 1 頁不開示部分， 2 頁不開示部分（② の部分を除く。）	○				
			② 2 頁印影部分	○				
7	医療機関提出資料②		1 頁医師印影	○				
8	診療報酬明細書	8	1 頁送付元担当者氏名	○				
9	聴取書①		—					
1 0	聴取書②	9	① 1 頁住所，職業， 氏名，生年月日の数字 部分，聴取場所， 6 頁 8 行目署名	○				
		1 0	② 1 頁 9 行目ないし 6 頁 7 行目（ただし 項番を除く。）	○			○	
			③ 6 頁 8 行目印影	○				
1 1	聴取書③	1 1	① 1 頁住所，職業， 氏名，生年月日の数字 部分，聴取場所， 6 頁 1 7 行目署名	○				
		1 2	② 1 頁 9 行目ないし 6 頁 1 6 行目（ただし 項番を除く。）	○			○	
			③ 6 頁 1 7 行目印影	○				
1 2	電話聴取書	1 3	① 1 頁被聴取人，職業， 生年月日の数字 部分	○				
		1 4	② 1 頁 8 行目ないし 2 2 行目 2 4 文字目 （ただし項番を除く。）	○			○	
1 3	使用者申立書	1 5	① 1 頁担当者氏名	○				
		1 6	② 1 頁事業場印影		○			

1 4	事業場提出 資料①		—					
1 5	事業場提出 資料②		—					
1 6	事業場提出 資料③	1 7	① 1 頁及び 2 頁不開示部分（部名を除く。）、3 頁座席の不開示部分、5 頁ないし 8 頁不開示部分	○				1 頁及び 2 頁審査請求人が所属している部署名及び職員の職氏名並びに最左部の 3 行目及び 4 行目、3 頁及び 5 頁審査請求人が所属している部署の職員の職氏名
		1 8	② 3 頁不開示部分（①の部分を除く。）、4 頁不開示部分（③の部分を除く。）	○	○			3 頁審査請求人が所属するチーム名、4 頁不開示部分（③の部分を除く。）
			③ 4 頁人影部分	○	○			
1 7	就業規則		—					
1 8	賃金規程等		—					
1 9	時間外労働に関する協定届	1 9	① 1 頁及び 2 頁使用者職氏名	○				全て
		2 0	② 1 頁ないし 3 頁労働組合印影、3 頁特定事業場印影		○			
			③ 1 頁及び 2 頁使用	○				

			者印影					
20	履歴書等		—					
21	事業場提出資料④	21	不開示部分		○	○	○	
22	勤務表等		—					
23	賃金台帳等		—					
24	健康診断資料等	22	① 1 頁及び 5 頁署名部分	○				
			② 1 頁, 5 頁, 9 頁, 11 頁ないし 13 頁及び 20 頁不開示部分 (①の部分を除く。)	○				
25	事業場提出資料⑤	23	不開示部分		○	○	○	
26	事業場提出資料⑥		—					
27	事業場提出資料⑦	24	1 頁 1 行目ないし 2 1 行目, 2 4 行目, 3 3 行目ないし 3 4 行目, 3 8 行目ないし 3 9 行目		○	○	○	
28	事業場提出資料⑧	25	不開示部分		○	○	○	
29	事業場提出資料⑨	26	① 1 頁ないし 1 2 頁産業医欄不開示部分, 5 頁 1 行目不開示部分 (②の部分を除く。)	○				
			② 5 頁印影部分	○				
30	事業場提出資料⑩		① 1 頁ないし 9 頁医師印影	○				
		27	② 1 頁ないし 9 頁割印及び医療機関印影		○			

3 1	事業場提出 資料⑪	2 8	1 頁ないし 6 頁不 開示部分（ただし各 頁主治医氏名を除 く。）	○				全て
3 2	事業場提出 資料⑫		1 頁印影	○				
3 3	事業場提出 資料⑬	2 9	1 頁不 開示部分	○				全て
3 4	事業場提出 資料⑭		—					
3 5	事業場提出 資料⑮		—					
3 6	事業場提出 資料⑯		—					
3 7	事業場提出 資料⑰	3 0	不 開示部分		○	○	○	
3 8	事業場提出 資料⑱	3 1	不 開示部分		○	○	○	
3 9	事業場提出 資料⑲	3 2	不 開示部分	○				全て
4 0	事業場提出 資料⑳	3 3	① 1 頁不 開示部分 （② の部 分を除 く。）	○				
			② 1 頁印 影部分及 び 3 頁不 開示部分	○				
4 1	事業場提出 資料		1 頁印影	○				
4 2	事業場提出 資料	3 4	不 開示部分		○	○	○	
4 3	事業場提出 資料	3 5	不 開示部分		○	○	○	
4 4	事業場提出 資料	3 6	1 頁不 開示部分	○				
4 5	事業場提出 資料	3 7	1 頁 1 9 行 目ないし 2 8 行目	○	○		○	
4 6	事業場提出 資料	3 8	不 開示部分		○	○	○	各頁受付印

4 7	事業場提出 資料	3 9	不開示部分		○	○	○	各頁受付印
4 8	事業場提出 資料	4 0	① 1 頁ないし 5 頁医 師署名	○				
		4 1	② 1 頁ないし 5 頁割 印及び医療機関印影		○			
			③ 1 頁ないし 5 頁医 師印影	○				
4 9	事業場提出 資料	4 2	不開示部分		○	○	○	各頁受付印

注) 理由説明書・別表の文書番号 1, 文書番号 2 及び文書番号 1 1 の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で訂正した。